

都道府県におけるピアサポート機能支援とがん教育に関するアンケート集計

ご回答いただいた43都道府県の集計です。

問1:ピアサポーターの養成事業実施の有無(複数回答)

	n	%
1.すでに行った	15	34.9
2.現在実施中	15	34.9
3.今後実施予定	5	11.6
4.これまでも実施しておらず、今後も実施予定はない	16	37.2

問2-A:ピアサポーターの養成事業開始時期

	n	%
平成20年度	2	4.7
平成21年度	4	9.3
平成22年度	3	7.0
平成23年度	3	7.0
平成24年度	3	7.0
平成25年度	9	20.9
平成26年度	1	2.3
平成27年度	0	0.0
平成28年度	1	2.3
未定	1	2.3
これまで・今後とも実施予定なし	16	37.2

問2-B:ピアサポーターの養成事業期間

	n	%
1年間	3	7.0
2年間	5	11.6
3年間	3	7.0
4年間	1	2.3
5年間	2	4.7
定めなし/未定	13	30.2
これまで・今後とも実施予定なし	16	37.2

問3:養成人数目標

	n	%
1~9人	1	2.3
10~19人	0	0.0
20~49人	3	7.0
50~99人	3	7.0
100~199人	1	2.3
200人以上	2	4.7
その他※	2	4.7
設定なし/未定	13	30.2
無回答	2	4.7
これまで・今後とも実施予定なし	16	37.2

※全てのがん診療拠点病院のがん患者サロンにピアサポーターが参画
6人以上を維持/1保健医療圏あたり

問4:ピアサポーター養成事業の実施方法

	n	%
都道府県が直接実施	10	23.3
委託して実施※1)	11	25.6
都道府県のがん診療連携協議会の事業として実施	0	0.0
その他	5	11.6
未定	1	2.3
これまで・今後とも実施予定なし	16	37.2

※1) 都道府県拠点病院(3)、患者会・患者団体(4)、対がん協会、社会福祉協議会、看護協会、日本ホスピス在宅ケア研究会

※2) がん患者団体への補助(2)、がん患者会の主催、NPO法人と県の共催(2)

問5:養成されたピアサポーターの活動の内容を教えてください。(複数回答)

	n	%
1.拠点病院での個別のサポート活動	12	44.4
2.患者サロンの運営	14	51.9
3.ピアサポート相談事業等の実施	10	37.0
4.その他	5	18.5
5.活動の機会・場がない	2	7.4
無回答	1	3.7

※回答は、ピアサポーターの養成事業を「すでに行った」「現在実施中」「今後実施予定」の27都道府県
その他:各種研修の際の講師(体験談)、学校への出前講座講師、検討中など

問6:ピアサポーター養成事業に関して、困っていること、工夫していること、うまくいったこと

拠点病院の協力が得られ、問題なく稼働できている。今後は活動病院の拡充が課題であり、それに伴って県事務局と各拠点病院との役割分担をどのようにしていくか検討が必要。

- ・各拠点病院ががん相談支援センターの相談員とも連携し実施しており、受講者が各相談支援センターのサロンでもピアとして参加している。
- ・基礎知識の習得を主に実施しているが、受講者のニーズに応じて、応用編等、技術を深めるための研修の実施も検討したい。

ピアサポーター実施後の振り返りを丁寧に行うことにより、ピア活動を行っていく上での課題の共有ができた。今後はフォローアップ研修の開催を検討したい。

当県では、患者会が県拠点病院と連携し、実施している。県はピアサポーター養成事業の中での講義を実施し、協力体制をとっている。

県内のがん患者団体連絡協議会が、養成事業とがん患者サロンの運営を一体的に行っているため、養成～実践～養成後のフォローアップの連動が円滑。病院の協力が良好。

- ・養成講座受講者の仲間づくりが進んでいる(ピアサポーターのセルフケアにつながっている)
- ・養成講座終了後の活動をどのように拡大すべきか。課題である。

- ・ピアサポーターの資質の維持向上の方策を検討する必要がある(現在は毎年度研修会を実施して対応)。
- ・登録したピアサポーターが体調不良等により活動を休止したいとの申出がある場合が散見され、ピアサポーターの登録人数に変動が生じるため、安定的に一定の人員を確保していくことが課題。

- ・養成したピアサポーターを病院内サロン等に派遣しているが、その派遣場所が十分確保できておらず、活動できないサポーターがいる。
- ・そのような中で、研修修了者達が任意団体を作り、地域がんサロンを始め広がっている。院内サロンにはない良さがあり患者同士の支え合いの輪が広がっていること、活動できないサポーターの実習受け皿になっており、その存在は大きな意義がある。
- ・サポーターの資質向上は大きな課題であり、継続的なフォローアップと資質の見極めが重要であり、その体制と進めかたが大きな課題である。

がん患者サロンを実施している病院や患者団体からの推薦で受講いただいているが、病院によっては、ピアサポーターが一人もいないところもあり、地域差がある。(県の地形が長く広がっており、遠方からの受講者が少ない)

- ・養成研修後のスキルアップについての体制の整備が出来ていない。

○困っていること

- ・ピアサポーターの定義や活動内容、質(レベル)等が明確でない。
- ・その活動内容に対して行政が責任を取れるものではないため関与しにくい。

- ・ピアサポーターの定義。
- ・ピアサポーターとそうでない方との活動の違いに差があるのか。
- ・今後は養成したピアサポーターと病院が連携してサロン運営ができるよう、両者のコーディネートを担う予定。

がん患者の相談を受ける場合に、認定資格のような対外的なものがないと難しい。また、拠点病院からピアサポートに対する理解を得ることが難しい。

ピアサポーターの認定資格がいくつかあるが、どの程度信頼のおける認定資格であるのか不明であり、活用には不安がある。また、養成したピアサポーターについて、活動の場や機会の確保も課題である。

既に活動しているピアサポーターを対象としたフォローアップ研修を実施。
ピアサポーターの高齢化が進んでいるので、新しいサポーターの確保に努める必要がある。

(実施主体のNPO法人からの意見)

<困っていること> まだまだ受講者が少ない/受講しても実際には就労中の方も多く、実際の活動につながらないケースも多い
<うまくいった点> 講師に恵まれ、充実した内容の講義を受けられていること/ピアサポーターが養成され、サロンを担当する人も育ちつつある/フォローアップ研修をすることで、ピアサポーターの悩み等の共有ができています。

県として養成講座は実施していないが、県内では、25年度と26年度はNPO法人が、27年度はがん患者の団体が、それぞれの事業で行った実績あり。

養成されたピアサポーターの人数は把握していないが、現在、県が設置するがんサロンや、医療機関でのサポートなどを積極的に行い、活動しているのは、10数名程度。

ピアサポーターの養成の必要性は感じている。

現在、各拠点病院等にてサロン等の運営を行っているが、活動実態やその中からピアサポーターとして活動していただける適任者が不在の状況である。まずは、既存の相談支援センターやサロン等の充実が先決であると考えている。

研修事業として実施しており、養成の認定等は行っていない。新たなピアサポーターの参加者が少なく、がんサロン等の後継者育成が課題となっている。

(本調査に関して)ピアサポートとは、患者・経験者が行う患者支援全般を指す概念であると理解しています。「ピアサポーター」をあたかも一種の資格のように扱い、その養成を県が実施する前提での設問に違和感を覚えます。

本県では、第2次県計画の「ピアサポートを推進します」との記述に基づき、県内の患者会が行うピアサポートを推進するため、上記のとおり患者会向けの学習会でピアサポートをテーマに、日本対がん協会策定のプログラムを一部活用しながら研修を実施しましたが、修了認定等は行わず、その後の活動状況も特に把握していません。

なお、本県では、今年度患者会が独自にピアサポート研修を実施しており、こちらは30名程度が延べ4日間の研修を受講中です。

問7:「患者サロン・がんサロン」の情報把握の有無(複数回答)

	n	%
1.都道府県において公式に情報を集約	9	20.9
2.拠点病院で公式に情報を集約し、都道府県にも伝達	10	23.3
3.情報はほぼ共有されているが、公式に集約する仕組みがな	15	34.9
4.その他の方法で把握※	9	20.9
5.わからない	2	4.7

※患者会・拠点病院から個別に情報収集
 都道府県事業の委託先が調査・集約(2)
 県の委託先や拠点病院で行われるもののみ情報収集、患者会独自のものは情報収集できていない
 患者会が発行する資料から情報収集

問8:「患者サロン・がんサロン」の形態

	n	%
1.患者会または患者さんが自主的に運営する場合	8	18.6
2.病院関係者が主導して運営する場合	8	18.6
3.その他※	22	51.2
4.わからない	3	7.0
情報を把握していない	2	4.7

※1と2の両方がある(15)
 2および県の委託先主導(4)
 1,2および県の委託先がある
 病院により異なる
 活動している患者サロンがない

問9:「患者サロン・がんサロン」情報の都道府県としての公開

	n	%
1.インターネットで公開している	29	67.4
2.紙媒体で公開している	20	46.5
3.公開していない	6	14.0
検討中	1	2.3
情報を把握していない	2	4.7

問10: 公開する「患者サロン・がんサロン」の情報収集の方法

	n	%
1.個々の「患者サロン・がんサロン」からの公開申請を受け付	5	11.6
2.拠点病院を介して情報を収集	18	41.9
3.ピアサポーター養成事業と連動して情報を収集	4	9.3
4.都道府県単位のサロンの連合組織に加盟している「患者サ	1	2.3
5.その他※	12	27.9
公開していない	6	14.0
情報を把握していない	2	4.7

※求めに応じて都度対応、関係の中で情報があつた場合に対応など(5)
 定期的に照会(2)
 委託先が情報収集・定期的に照会(2)
 NPOが情報収集

問11:「患者サロン・がんサロン」の情報の公開について基準

特に基準は設けていないが、拠点病院内で開催される院内サロンと地域で任意団体が開催する地域サロンに分けて公開している。

拠点病院及び県指定病院実施のサロンを中心に公開。

原則、県内のがん患者連絡協議会に参加している患者会の情報を掲載。

拠点病院で実施しているサロンを中心に情報公開している。

市町や拠点病院等、もともと公的なところにしか照会していない。

明文化した基準はありませんが、現状では、拠点病院内に設置され、かつ県内のがん患者団体連絡協議会が運営するサロンのみを公表しています。

患者団体の開設する「患者サロン・がんサロン」については、県が開設している、がん情報ポータルサイトにおいて、患者団体として登録されていることを基準としている。拠点病院が開設している「患者サロン・がんサロン」については、特に基準はない。

設けていない。個別の活動状況に応じて公開の可否を判断している。

特に基準は設けていない。サロンの立ち上げ時、県HPへの掲載希望があれば応じる形。年に1度は活動状況調査(継続・中止の有無、開催日等の変更ないかなど)を行っている。

現在は、各拠点病院が何らかの関与をしているところのみであるため、特段の基準を設けていないが、一般募集を開始するに当たっては、基準を設ける予定としている。

問12:「患者サロン・がんサロン」の情報収集、公開等について、困っていること、工夫していること、うまくいったと感じていること

専任の職員を配置しているサロンが少なく、また、自病院のホームページ等で情報発信しているサロンも少ないため、日々の活動状況の把握がしづらい。

情報の更新頻度が低く困っている。

- ・県として、患者サロンの情報を全て収集できる仕組みがない。
- ・患者会の活動内容と重複する部分がある。

院内サロン、地域サロンとも県としては運営に関わっていないが、県民への周知について協力している。

ピアサポーターが主体的に活動できるような支援方法を検討していく必要がある。

- ・県と各拠点病院相談支援センターの相談員などによる連絡網を整備し、随時、最新情報を共有している。
- ・各サロンの情報を、随時がん情報のポータルサイト「がんネット〇〇」にて発信している。

「拠点病院内に設置されかつ滋賀県がん患者団体連絡協議会が運営するサロン」以外のサロンの情報集約・更新が必要であり、今後の課題

○困っていること

- ・サロンの定義が明確でないこと。
- ・情報公開した場合、サロンと患者(利用者)とでトラブルになった時の行政へのクレーム対応が課題。

○工夫していること

- ・サロンの見学、参加を行っている。(不定期)

- ・現在、情報については、冊子「がん患者さんのための療養ガイド」や県ポータルサイト「がんネット〇〇」の「イベント情報」「トピックス」「お知らせ」等で、県民に対して周知している。
- ・「がんネット〇〇」の公開については、病院、患者団体等からの申請により受け付けているが、掲載にあたっての基準等がなく、現在検討している。

がんサロンの情報をHPに公開することで、がん患者が県のがん対策推進室のHPを閲覧されることが多く、イベント等の周知を行う際にもHPに公開すればある程度広まるところが利点。一方、県の考え方と大きく異なる記事が出た場合にどのように取り扱うか未定であり、今後の課題である。

- ・「〇〇がんネット」で「患者サロン・がんサロン」状況調査票の様式を作り、年度末に各団体へ照会をしているが、年度途中等に修正があった場合は、患者団体から調査票の提出がなければ情報を把握することができない。
- ・県内には「〇〇がんネット」に公開されているもの以外の患者団体も多く存在しているが、申請がなければ把握することができないため、未把握団体が開催している「患者サロン・がんサロン」の情報を把握することが困難である。

県のがん対策センターにおいて県内の患者サロン・がんサロンの情報を収集しているが、県は同ホームページからの情報収集となるため、実態の把握ができていない状況。

患者会の運営するサロンでは、医療従事者が同席していないため、患者会のみで患者の相談を受けており、記録なども患者会毎での対応となっている、トラブルが起きた際の対応やフォロー体制をどのように行っていくのか憂慮している。

あらかじめ整理しておくとな案内がしやすい。

がん相談員サポートセンターにてがんサロンの情報を収集している。今後、県のホームページでも情報提供に努めていきたいと考えている。

情報の共有に役立っている。

(県内のがん患者団体の連合組織)事務局からの立ち上げ情報や拠点病院等からも連絡が入ったりするため、情報収集や公開等について特に困っていることはない。

問13: 患者会情報の都道府県における収集の有無

	n	%
1.都道府県において公式に情報を集約	8	18.6
2.拠点病院で公式に情報を集約し、都道府県にも伝達	6	14.0
3.情報はほぼ共有されているが、公式に集約する仕組みがない	15	34.9
4.その他の方法で把握※	10	23.3
5.わからない	5	11.6

※調査を実施(2)

- 県内患者団連絡協議会に加入している団体を把握
- 申請制度を設け、登録申請があった際に把握
- 事業委託先が把握(2)
- 個別に情報収集(3)
- 患者会が収集した情報によって把握

問14: 「患者会」情報の都道府県としての公開

	n	%
1.インターネットで公開している	24	55.8
2.紙媒体で公開している	18	41.9
3.公開していない	8	18.6
情報を把握していない	5	11.6

問15: 公開する「患者会」の情報収集の方法

	n	%
1.個々の患者会からの公開申請を受け付け	8	18.6
2.拠点病院を介して情報を収集	10	23.3
3.ピアサポーター養成事業と連動して情報を収集	2	4.7
4.都道府県単位のサロンの連合組織に加盟している患者会を公開	3	7.0
5.その他※	12	27.9
公開していない	8	18.6
情報を把握していない	5	11.6

※患者会を対象とした調査の実施(4)

- 都度把握、申出があった際に把握など(7)
- 事業委託先が照会
- 収集の決まりは特になし

問16: 患者会の情報の公開についての基準

・「〇〇がんネット」掲載要領に定める基準により公開している。

【掲載要領抜粋】

(掲載情報)

第4条 〇〇がんネットへの掲載申請があった情報については、がん対策課において掲載の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。ただし、がん患者団体及びがん患者支援団体の申請について、必要と認められる場合には、〇〇県がん対策推進協議会情報提供相談支援部会において意見聴取を行う。

(2) 管理者は、次に該当する事項が記載された「がん患者会登録票」による申込みは受理しない。

ア 特定の政党、政治団体またはこれに類する団体の利益になるおそれのある情報

イ 特定の宗教団体または特定の教義の普及を目的とする団体の利益になるおそれのある情報

ウ 商品の販売等、営利を目的とする情報

エ 公序良俗に反する情報

オ 虚偽・正確でない情報

カ その他、管理者が不相当と認める情報

(3) 管理者は、登録後、登録事項が上記4(2)ア～カのいずれかに該当することが分かったときは、該当する記載について修正、消去または登録の取消をする場合がある。

県内で活動するがん患者支援団体で、次の各号のいずれにも該当する団体

ア 営利を目的としない団体であること。

イ 原則として無償又は必要最小限度の実費徴収でがん患者や家族等に対する支援活動を行っていること。

ウ 政治的若しくは宗教的活動、法令に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。

エ 活動の本拠が愛知県内にあること。

オ 代表者、活動の目的及び運営方法が定款、規約又は会則で定められていること。

カ 事業年度毎に会計報告書が作成されていること。

キ 提出時において、既に1事業年度以上継続的に活動し、今後とも活動が見込まれること。

県内がん患者団体連絡協議会のみを公開しています。

原則、県内がん患者連絡協議会に参加している患者会の情報を掲載。

特に、基準は設けていないが、がん患者団体連絡協議会に加入している団体は、その活動実績等についておよそ把握できるので、それらの団体を公開している。

基本的に拠点病院の患者会を中心に公開している。

患者会の了解を得られた情報のみを公開

基準は設けていないが、社会通念上特に問題がなければ公開している。

拠点病院、市町村、県内患者会等の関係者からの情報を基に公開している。

県内を中心に活動していること

がんサロンと患者会を特に区別していない。

特に定めていない。個別の患者会の状況を見て判断している。

特に基準は設けていない。県HPへの掲載希望があれば応じる形。年に1度は活動状況調査(継続・中止の有無、開催日等の変更ないかなど)を行っている。

現在検討中

基準なし・特になし(6)

問17:患者会情報の収集、公開、患者会との関係について、困っていること、工夫していること、うまくいっていること

本県では、次の取組等により患者団体支援を行っており、概ね好評である。

- ・「Teamがん対策〇〇」(＝総合的ながん対策に主導的・積極的に取り組む企業の登録制度)の事業の一環として、登録企業に対して、県内の患者団体及び患者支援団体が実施するイベントに年2回以上の支援(経費支援、広報支援、人的支援等)を行うこととしている。
- ・患者団体・民間企業・自治体で作る「がん検診へ行こうよ」推進会議において、会員団体(自治体を除く)が実施するイベントに対して、県から経費の助成を実施している。

実施した調査結果を踏まえ、今後、一定の基準を策定し、患者団体等からの申請に基づき情報公開する予定。

県のがん対策センターにおいて県内の患者サロン・がんサロンの情報を収集しているが、県は同ホームページからの情報収集となるため、実態の把握ができていない状況。なお、がん検診の普及啓発イベントや各種事業に参画するなど、県と直接やりとりをしている患者会の情報は把握している。

情報の共有に役立っている。

(県内のがん患者団体の連合組織)事務局からの立ち上げ情報や拠点病院等からも連絡が入ったりするため、情報収集や公開等について特に困っていることはない。

- ・独自のホームページ等がない団体が多いため、県が各団体の活動の概要をまとめて県公式HPで情報発信している。その際、会代表者等の個人情報に配慮している。
- ・患者会相互の横のつながりが希薄でまとまりがなく、連絡等は個別に行う必要がある。

情報の更新頻度が低く困っている。

- ・県として、患者会の情報を全て収集できる仕組みがない。
- ・患者サロンの活動内容と重複する部分がある。

新しく設立された患者会については、すぐに把握する仕組みがない。

県内全ての患者会の情報を把握する仕組みがないこと。

拠点病院以外でも患者会を実施している病院があり、患者会情報公開をどの範囲まですべきか悩んでいる。

県内のがん患者団体連絡協議会に加盟する団体以外の患者会の情報集約が必要であり、今後の課題。

○困っていること

- ・患者会の定義が明確でないこと。
- ・情報公開した場合、患者会と患者(利用者)とでトラブルになった時の行政へのクレーム対応が課題。
- ・病院外で活動している患者会の情報収集が難しい。
- ・患者会によって活動範囲や内容等が異なり外部との交流に必ずしも積極的ではないところもあるなど多種多様。ひとくくりにはできない。

○工夫していること

- ・患者会とは定期的な意見交換。
- ・イベントにおける共同出展、病院訪問等を実施している。
- ・患者会が行う事業に対して助成している。

・患者会同士のつながりがなく、各団体が個々に活動している。

各患者会がどのような活動をされているかが不明であること。

患者会と拠点病院や医療従事者との交流があまり活発とは言えない。

県事業等で関係のある患者団体以外は、普段のやり取りがなく、特段の情報も持っていない。

がん診療連携拠点病院の現況報告に患者会の情報があるが、全て把握している状態ではない。今後、情報の集約に努めたいと考えている。

問18:がん教育の実施の有無

	n	%
1.まだ実施していない	14	32.6
2.モデル校において実施している	11	25.6
3.一部の学校で実施している	11	25.6
4.全都道府県下で実施している	6	14.0
所管課が異なるため無回答	1	2.3

問19(a):がん教育実施校数(小学校)

	n	%
1～3校	6	14.0
4～9校	2	4.7
10～19校	0	0.0
20～49校	2	4.7
50～99校	1	2.3
100校以上	3	7.0
実施しているが数は把握していない	3	7.0
その他※	2	4.7
小学校では実施していない	9	20.9
小中高ともに実施していない	14	32.6
所管課が異なるため無回答	1	2.3

※〇〇市は市教育委員会から、〇〇市以外は県教育事務所から推薦された学校において実施
府内の国公立及び私立の全小中高等学校が対象

問19(b):がん教育実施校数(中学校)

	n	%
1～3校	9	20.9
4～9校	3	7.0
10～19校	2	4.7
20～49校	1	2.3
50～99校	1	2.3
100校以上	3	7.0
全校(H27年予定)	1	2.3
実施しているが数は把握していない	3	7.0
その他※	2	4.7
中学校では実施していない	3	7.0
小中高ともに実施していない	14	32.6
所管課が異なるため無回答	1	2.3

※〇〇市は市教育委員会から、〇〇市以外は県教育事務所から推薦された学校において実施
県内の国公立及び私立の全小中高等学校が対象

問19(c):がん教育実施校数(高等学校)

	n	%
1～3校	9	20.9
4～9校	3	7.0
10～19校	2	4.7
20～49校	2	4.7
50～99校	2	4.7
100校以上	0	0.0
全校(H28年予定)	1	2.3
実施しているが数は把握していない	2	4.7
その他※	2	4.7
高等学校では実施していない	5	11.6
小中高ともに実施していない	14	32.6
所管課が異なるため無回答	1	2.3

※〇〇市は市教育委員会から、〇〇市以外は県教育事務所から推薦された学校において実施
府内の国公立及び私立の全小中高等学校が対象

問20:がん教育のカリキュラムや教材の作成

1.先行都道府県や外部団体等が作成したものをしている	0	0.0
2.都道府県として独自に策定している	16	37.2
3.各学校でそれぞれが定めている※1	8	18.6
4.その他※2	4	9.3
小中高ともに実施していない	14	32.6
所管課が異なるため無回答	1	2.3

※1:各校と講師による事前打ち合わせで決定する例も含む

※2:外部講師が作成(2)

教材は県で提供し、カリキュラムは各校が定める

学習指導要領に基づき、保健の授業を中心に発達段階に応じて実施

問21:がん教育の担当者(複数回答)

1.学級担任	14	32.6
2.養護教諭	17	39.5
3.医療関係者	19	44.2
4.患者※1	14	32.6
5.その他※2	14	32.6
小中高ともに実施していない	14	32.6
所管課が異なるため無回答	1	2.3

※1:ピアサポーター含む

※2:保健体育・体育・福祉の教員(9)、校長・教頭

委託先または行政保健師(2)

行政(2)

教育委員会

学校によって担当者が異なる

問22: がん教育について、困っていること、工夫していること、うまくいったと感じていることなど

教育委員会との連携していることで、学校数も増加し、事業がスムーズに運んでいる。

本県では、平成25年度にがん対策の一環としてがん教育の検討を開始したが、平成26年度以降は教育部門にシフトした。今後も県教育委員会が主体となり検討を進めるが、教材の作成等がんの専門的な部分にはがん対策課が担うなど、がん対策課と教育委員会が連携しながら、効果的に事業を実施している。

昨年度、高校生向け教材及び指導参考資料を作成。今年度は中学生向けを作成する。また、教員向けの授業用スライドの作成や、授業実践事例集の作成を予定している。医師やがん経験者による学校での講演会を広めていく中で、講師リストの作成や、講演用スライドの標準化を今後予定している。学校での講演会には、近隣学校関係者や保護者にも案内し、広く啓発するよう努めている。今後、多くの学校で講演会等が行われると、謝金等の予算面での心配がある。

○教職員が、がんに関する知識及び理解を深め、「がん教育」の意義を感じなければ、学校教育への導入が円滑に進まないだけでなく、子どもたちに「伝わる」教育、子どもたちが「自ら考える」教育につながらないため、まずは、教職員への研修に取り組んでいる。
○また、地域の関係機関・団体等に対する研修(地域における連携・協力態勢の構築を含む。)も重要であると考えている。

平成26年度がんの教育総合支援事業を受託し、モデル校による実践にて、各校の実態に合わせ、出前授業、講演などの実績について、研修会で共有。県で作成したスライドの活用を含め、可能な方法での実施とされているため、各市町で工夫した取り組みにつながっている。(保健センター、拠点病院との連携等)

「がん教育」については、命の大切さを認識させながら、がん等の予防に関する教育に取り組むことが重要であると考えており、がん教育DVDを配布するとともに、県独自の学習指導案を学校へ示すなど、がんの理解を深める取組みも進めている。

(公財)健康づくり財団がH26年度から中学校を対象に年に1~3校でがん教育を実施している

・医療関係者とがん患者会関係者の協力を得て、外部講師として依頼できるような医師や看護師、がん経験者等のリストの提供を受けて実施しているため、講師選定がスムーズにできる。
・講師が活用できる教材開発及び授業の構想や資料作成を検討していく必要があるため、今年度教育委員会で取り組むこととしている。

がん患者に自らのがん経験を話していただく場合、事前に学校側・患者側と十分に打ち合わせし、どのようなことを生徒・児童に伝えてほしいか、ということ調整しておく必要がある。

今後、実施校数を増やすためには、医師、看護師、がん経験者等の外部講師の確保が欠かせないと感じている。

外部講師(医師、看護師、ピアサポーターなど)の授業をおこなうことでがんの基本的知識だけでなく、命の大切さをより深く生徒自身が学ぶことができた。また生徒が授業内容を家族に伝えることで家族とのコミュニケーションにつながっている。がん教育総合支援事業後のがん教育実施例について検討が必要になっている。

がんの専門医だけでなく、学校医等が講師として指導にあたるように担当部局、医療機関、医師会等が協力し合い、講習会を実施したり、人材バンク的な情報を発出していただければ、学校におけるがん教育の導入がスムーズになると考えます。

(本調査に関して)がん教育については、教育委員会主導、保健部局主導、民間の取組の有無等、県によってさまざまですが、それらが各県で共有できるような調査をしていただければと思いました。

学習指導要領において「がん」が明記されていないことから関係者の理解を得にくい。

・現在、がん教育を実施しているのは、県教育委員会が昨年度から文部科学省のモデル事業を実施しているため、手探り状態です。学習指導要領に盛り込まれること、指導マニュアルや教材等ある程度統一的なものが早期に開発されることを希望します。
・また、医療従事者や患者など外部講師についてもなかなか適切な方を見つけることができず、今後の大きな課題です。

問22: がん教育について、困っていること、工夫していること、うまくいったと感じていることなど(つづき)

養護教諭や保健主事へは浸透してきているが、他の教員や管理職へのがん教育の理解促進が課題となっている。また、現在文部科学省にて、新たに学習指導要領の改正も見据えたがん教育の教材や外部講師活用の検討が行われている。先行して県独自で取り組んでいるがん教育のプログラムや教材等と文部科学省の示す方針との整合性について、特に現在の県策定教材を活かせるものとなるのか否か憂慮しているところである。

授業時間の確保、外部講師の依頼先が不明、教員のがんに関する知識不足等、学校が自主的にがん教育を行うことが難しい。

・がん教育のための、十分な授業時間が確保できない(現在1~2コマで実施)
・保健体育科教諭でどこまで正しい情報が伝えられるのか。学識経験者やがん患者等の外部講師の活用を検討している

○困っていること

・実施を希望する学校が少ない。
・学校の受け入れ態勢が整っていない。
・がん教育の展開について、理解がない。(全教員の理解が必要)
・学校のルールが不明なため、調整が難渋する。
・実施時期について、10月11月に集中する。また、学校が希望する時間帯は午前中が多いが、医師側は診療の関係から午後を希望するため、日程調整にお互い苦勞する。
・本番だけでなく、事前・事後の打ち合わせ、テキスト作成等、医師、行政側の負担が大き過ぎる。継続には解決が必要であり、国として継続可能な体制を構築すべき。
・今年度は府教育委員会と連携をしながら、がん対策基金を活用し健康医療部で予算を確保して実施。

○工夫していること

・出来るだけ学校現場、講師への負担がかからないように府がコーディネート役になって配慮をしながら実施。
・学校、医師側にとっても無理のない負担の少ない方法を模索中。

教育委員会との連携の仕方について検討が必要。(教育委員会は文部科学省の指針に基づき、小中学生を対象に実施していることから、カリキュラムや教材などが異なる。)

出前講座実施後に担当教諭にアンケートを行ったところ、がん患者による体験談をはじめとする講義内容を希望する場合が多く、ピアサポーターやがん患者の活動の場となっている。

がん教育については、教育庁(体育スポーツ健康課)が「県がん教育推進委員会」を設置し、モデル事業(H26~H28)の実施を通じた効果的な運営方法等の検討を行っており、本部(健康増進課)委員として参画している。

教育委員会が慎重姿勢を保っており、国のがん教育のプログラム等の提示を待っている状態である。命の教育の中で、「がん」が取り上げられている例はあると聞いているが、がん対策担当課には情報が入っていない状態である。教育委員会ともしっかり連携していく必要がある。

モデル事業(文科省)実施後のがん教育のあり方、具体的な実施の方向性について、行政関係課同士でまだ十分に協議できていない。

学習指導要領外の内容となるため、教育委員会の協力が得にくいことが課題と考えている。

生徒の親や兄弟など、身近なところのがんになられた方がいるケースについて、どのように配慮したらよいか困惑する。

がん情報サービスやがん対策情報センターへのご意見など

全都道府県の調査に先立ち、国がんが委嘱している都道府県パネルの方などに事前にアンケート票をチェックいただくなどすれば、より有効な調査結果が得られると思います。

がん情報サービスのうち「集計表のダウンロード」は汎用性が高く操作も簡便なことから特に重宝しており、今後、市町村関係データの拡充等をお願いしたい。

・今回のピアサポート機能支援及びがん教育に関しては、当県でも課題が多く、他県の取り組みから学ばせていただきたいと思っています。今回の集計及び公表は、都道府県名が判別できない形を予定しているようですが、特に、好事例については都道府県名も公表していただくと今後の情報収集等に役立ちます。ご検討の程よろしくご願ひいたします。

今後(今年度下期)、がん教育の在り方検討会において、がん教育の進め方を検討する予定。

問19において、「小中学校では未実施」と回答しているが、これまでに小学校で7校、中学校で3校(予定含む)実施している。当課における出前講座の対象が高校生であるため、除外している。

ピアサポーター、患者サロン、患者会など、国の制度として示されているものなのか、各種学会の認定資格等を指すのか、一般名称として使われているだけで類似したものを回答すれば良いのか悩みました。(ある程度の業務経験のある方であれば、当然のように共通の認識があるのかもしれませんが。)
